

## 議第75号

三島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

(三島市税賦課徴収条例の一部改正)

**第1条** 三島市税賦課徴収条例（昭和26年三島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第32条第5項及び附則第14条中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

附則第15条の6中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第14項各号」に改め、同条第1号及び第2号アからウまでの規定中「附則第41条第15項」を「附則第41条第14項」に改める。

**第2条** 三島市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第43条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第43条の5第1項中「当該年度の前年度において第43条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第40条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第2条第4項中「又は第15条の2第1項」を「、第14条の2第1項又は第15条第1項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第15条の2第1項」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額、附則第14条の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第15条第1項」に改める。

附則第2条の2第4項中「又は第15条の2第1項」を「、第14条の2第1項又は第15条第1項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第15条の2第1項」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額、附則第14条の2第1項に規定する

上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第15条第1項」に改める。

附則第3条の4中「又は附則第15条の2第1項」を「、附則第14条の2第1項又は附則第15条第1項」に改める。

附則第11条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第32条第1項」に、「配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額」を「課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「受けるべき上場株式等の配当等」を「受けるべき特定上場株式等の配当等」に、「他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、」を「他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第14条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に、「当該株式等」を「当該一般株式等」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額

(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第32条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。)を削り、「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等)を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等)に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第14条の2を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

**第14条の2** 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第32条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第14条第1項」とあるのは「附則第14条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式

等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第14条の3から第15条までを削る。

附則第15条の2第2項各号中「附則第15条の2第1項」を「附則第15条第1項」に改め、同条を附則第15条とする。

附則第15条の3を削る。

附則第15の4第2項各号中「附則第15条の4第1項」を「附則第15条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第15条の4第3項」を「附則第15条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第15条の4第3項」を「附則第15条の2第3項」に、「附則第15条の4第4項」を「附則第15条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第15条の4第3項」を「附則第15条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第15条の4第1項」を「附則第15条の2第1項」に改め、同条第6項中「附則第15条の4第3項」を「附則第15条の2第3項」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の5を削る。

附則第15条の6を附則第15条の3とする。

## 附 則

**第1条** この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中三島市税賦課徴収条例第43条の2第1項及び第43条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日
- (2) 第2条中三島市税賦課徴収条例附則第2条第4項、第2条の2第4項、第3条の4、第11条の3、第14条及び第14条の2の改正規定、同条例附則第14条の3から第15条までを削る改正規定、同条例附則第15条の2の改正規定、同条を同条例附則第15条とする改正規定、同条例附則第15条の3を削る改正規定、同条例附則第15条の4の改正規定、同条を同条例附則第15条の2とする改正規定、同条例附則第15条の5を削る改正規定、同条例附則第15条の6を同条例附則第

15条の3とする改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

**第2条** 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の三島市税賦課徴収条例第43条の2第1項及び第43条の5第1項の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 前条第2号に掲げる規定による改正後の三島市税賦課徴収条例附則第2条第4項、第2条の2第4項、第3条の4、第11条の3及び第14条から第15条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

平成25年11月26日提出

三島市長 豊岡 武士